

2025 年度 C 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民 法 民事訴訟法

問題冊子（問題のみで 4 枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配付する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述し、これ以外で記述した場合には無効となります。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 解答用紙を取り違えた場合は、無効となります。ただし、試験時間内に解答用紙の取り違えに気づいた場合は、監督者に申し出てください。なお、試験終了後は、解答用紙の取り違えの申し出には一切応じません。
- 6 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 7 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読み、以下の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 X会社（以下単にXとする）は、T（航空測量株式会社）に対して手形金債権150万円を有していた。
- 2 一方、Tは、国の出先機関であるY（北海道開発局函館開発建設部）から工事を請け負い、これを完成して令和6年9月に引き渡し、請求しうべき請負工事代金は120万円であった。
- 3 これより先、同年5、6月ころ、Xは、Tとの間で、Xの上記手形金債権の弁済を確保する目的で、TがYから請け負った工事請負代金を代理受領し、これを上記弁済に充当する旨の合意が成立し、TがXに取立権限、受領権限を付与する委任契約が締結された（実際には、Xが受任者欄白地の委任状の交付を受け、そこにXの取締役Nの氏名を記入する形でおこなわれた。）。
- 4 まもなく、Xは、上記委任状をYに提出し、右委任状の授受に至った経緯や趣旨を説明し、Yから代理受領に対する承認を得た。
- 5 その後、Tは、同年8月ころ、事実上倒産した。
- 6 ところで、Tは、Yに対する請負代金債権を別の債権者Bにも受領権限を与える代理受領契約を締結していたため、Yは、Xからの支払請求に応じず、Tに対して請負代金債権の受領権限を有する者を明確にするよう要請し、支払を留保した。
- 7 これをうけて、Tは、XおよびBに対する代理受領のための委任契約を一方的に解除し、その旨をYに通知するとともに、自己への工事請負代金の支払請求をおこなった（ところが、Yが承認したTとXとの間の代理受領を目的とした委任契約には、正当な事由がない限りTは解除することができない旨の約定があったため、その解除は無効なものであった）。
- 8 それを真に受けたYは、同年12月1日、請負工事代金をXに支払わず、Tに支払ってしまった。
- 9 このため、Xは、手形金の満足を得られなくなり、上記請負代金額相当の損害を被った。

〔設問1〕以上の事実関係の下において、Xは、Yに対して、①どのような法律構成に基づき、②どのような請求をおこなっていくものと考えられるだろうか。

〔設問2〕Xの以上のような主張に対して、Yは、どのような反論を展開して対抗してくることが考えられるだろうか。

以上

第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

1. 法律婚としての妻子を有するA男（大学教員50歳）は、自らの指導する大学院生であり、未婚であるB女（25歳）と不倫関係にあったところ、AB間に子C女が誕生した。BはAに対してCの認知を求めたが、AはCが必ずしも自分の子であるとは限らないとの理由からこれを拒否したため、この事を契機としてAB間の関係が疎遠になった結果、Bは退学するに至った。
2. BがAによる認知拒否について心を痛めていた折、この件につき相談を受けていたD男（NPO法人職員30歳）と親密になり、その後BDは婚姻した。なおDは婚姻にあたりCがAB間の子であることにつき相談を通じて認識していたものの、D自らの子としてCにつき任意認知をし、BDCは家族として同居し生活を共にすることになった。
3. BDの婚姻後、Dの勤務するNPO法人に対する公的補助金が打ち切られることとなり、同団体は資金不足により解散した。このことにより生活困窮に陥ったこと等を理由としてBDの夫婦関係が悪化し、結果として両者は離婚に至った。

〔設問1〕

Cの法律上の母は誰かにつき根拠を示しつつ答えなさい。

〔設問2〕

Bとの離婚後、DはCの認知は真実に反するものであることを理由に、自らが行った当該認知の無効を主張した。このことにつきBは真実に反することを知りつつ自らなした認知を否定することは、信義に反するとともに子の法的地位の安定を害し許されるべきではないと反論している。Dによる認知無効の訴えは認められるかにつき検討しなさい。

以上

第3問（民事訴訟法）

空港周辺住民であるXらは、空港の設置・管理主体であるYに対し、航空機騒音による被害を主張して、夜間飛行の差止めとともに、空港騒音が一定の限度（夜間以外の時間帯においてXらの居住地域で65デシベル）を超えないようになるときまでの損害の賠償を求めた。

これに対し、Yは、Xらの損害賠償請求（以下「本件請求」という。）のうち将来給付を求める部分は、将来給付の訴えの適法要件を満たさないと主張している。

第一審裁判所は、本件請求について、①訴え提起までの損害にかかる部分、②訴え提起から第一審口頭弁論終結時までの損害にかかる部分、③第一審口頭弁論終結時から第一審判決言渡までの損害にかかる部分、④第一審判決言渡から空港騒音が上記一定の限度を超えないようになるときまでの損害にかかる部分について、それぞれ適法な請求であると扱ってよい。

以上